

酒々井総合公園トライアル・サウンディング実施要項

1 制度概要

トライアル・サウンディングとは、公共施設等の暫定利用を希望する民間事業者等の提案を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度です。

暫定利用後、課題をフィードバックし、公共施設等の今後の活用方針に活かしていくため、町は公共施設等に対する市場性やニーズ等を、また、民間事業者等は、使い勝手、採算性、アイデアに対するニーズ、立地条件等を確認できる社会実験です。

2 都市公園におけるトライアル・サウンディング実施の目的

都市公園は、少子高齢化や人口減少、地域コミュニティの希薄化、公園ストックの整備と老朽化の進行、財政面・人員面の制約の深刻化、国民の価値観の多様化等、社会情勢の変化に対応した効果的・効率的な管理・運営が求められているとともに、新型コロナ危機を契機として、そのオープンスペースの重要性が再認識されています。

酒々井町（以下「本町」という。）では、都市公園の価値を一層向上させるため、これまでの行政主体の取り組みだけではなく、民間事業者等との公民連携を加速し、一層柔軟に使いこなす新たな発想や仕組みを取り入れることで、都市公園を本町のローカルコンテンツとして育て、個性と魅力ある公園空間を創出し、地域コミュニティを活性化することを目指しています。

今回、酒々井総合公園（以下、「総合公園」という。）を対象としたトライアル・サウンディングを実施することにより、総合公園を暫定的に利用し実際の集客性や採算性を確認することで、具体的かつ実現性の高い提案に結び付け、将来的に総合公園 Park-PFI 事業の公募への参画を促すことを目的とします。

3 対象施設

酒々井総合公園（酒々井町墨 44 番地）の一部

※トライアル・サウンディング対象区域は、巻末の対象区域図を参照してください。

4 期待する効果

本事業の実施により、次のような効果を期待しています。

【民間事業者等の主なメリット】

- ・限られた期間での暫定利用のため、リスク負担が少なく参画できます。
- ・アイデアに対するニーズの有無、コンセプトがマッチしているかを確認できます。
- ・使い勝手、採算性の感触をつかむことができます。
- ・公園で普段できないことにチャレンジすることで、新たな事業の契機となります。

【酒々井町の主なメリット】

- ・ 暫定利用を通じた民間事業者等との対話により、早い段階で市場性を確認できます。
- ・ 民間事業者等からの提案（イベント開催等）により、個性と魅力ある公園空間が生まれ、公園周辺のエリア価値の向上が期待できます。
- ・ 今後の公民連携事業を盛り上げる機運の醸成ができます。

5 スケジュール【令和5年度実施分】

日程	内容
令和5年12月18日（月）	令和5年度実施要項の公表 トライアル・サウンディングの提案募集の開始
令和5年12月18日（月）～ 令和8年2月16日（月）	トライアル・サウンディングの提案募集・実施

6 トライアル・サウンディングの流れ

1	事前相談・現地調査	電話もしくは本町ホームページからお申込みください。
2	暫定利用の受付	暫定利用を希望する民間事業者等から提案を受付。 提案時には、以下の書類を提出してください。 ◎トライアル・サウンディング利用申込書（様式1）
3	提案審査	提案内容について本町で審査します。 提案内容が本町が期待する内容である場合は、暫定利用の実施を認定します。
4	使用許可	採用された提案について、以下の書類を提出し、事業実施に必要な使用および減免の許可を受けてください。 ◎都市公園占用許可申請書もしくは都市公園内行為許可申請書 ◎都市公園使用料（占用料）減免申請書 【酒々井町都市公園条例施行規則に基づく】
5	暫定利用の実施	提案内容に応じた暫定利用を実施します。
6	モニタリング・ヒアリング 実施報告書提出	暫定利用中および終了後に実施します。 使用報告書に記載していただく内容は、事業内容に応じて本町で決定します。

※ トライアル・サウンディングへの参加実績は、将来、本町が都市公園等で行う公民連携事業に一切影響を及ぼすものではありません。

7 参加資格要件等

(1) 参加者の条件

① 対象者

トライアル・サウンディングにより暫定利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます。）は、申請内容を実行する意思と能力（資格）を有する民間企業、NPO 法人等の法人、個人事業主または任意団体とします。

② 役割分担

利用希望者は、単独またはグループ（複数の企業・団体等の共同体をいいます。）とし、グループの場合には、参加表明時に利用希望者の構成員全てを明らかにし、その代表者が各々の役割分担を明確にしたうえで応募するものとします。

(2) 利用希望者の除外要件

次のいずれかに該当する利用希望者は、トライアル・サウンディングに参加できません。

- （ア）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- （イ）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者。
- （ウ）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者。
- （エ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の統制下にある者。また、暴力団員及びその利益となる活動を行っている者が含まれている者。

8 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成および提出に係る費用は、利用希望者の負担とします。

(2) 提出書類の取り扱いおよび特許権等の扱い

- （ア）提出書類の著作権は、利用希望者に帰属しますが、提出書類は返却しません。
- （イ）利用希望者の提出書類については、提案審査以外で利用希望者に無断で使用しません。また、第三者に情報を漏らしません。
- （ウ）提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った利用希望者が負うものとします。

(3) 法令の遵守

提案にあたっては、事前に利用希望者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは利用者希望者に帰属することとします。

9 申請方法

(1) 提出書類

利用希望者は、次の書類を提出することとします。

① 申込時

- ・トライアル・サウンディング利用申込書（様式1）

※利用期間は、最短1日～最長1ヶ月程度とします。

※各種イベント等が重なった場合は、日時等の調整をお願いする場合があります。

② 利用決定後

- ・都市公園占用許可申請書もしくは都市公園内行為許可申請書
- ・使用料（占用料）減免申請書

③ 利用後

- ・（都市公園占用許可申請の場合）都市公園占用廃止届
- ・（都市公園占用許可申請の場合）都市公園原状回復届

(2) 事前相談等

① 事前相談

- ・提出書類作成のために、事前相談を受け付けます。
- ・事前相談を希望する場合は、事前に事務局へ電話または応募フォームにより申し込み、日程調整を行ったうえで実施することとします。

② 現地調査

- ・提出書類作成のために現地（施設）調査を希望する場合は、事前に事務局へ電話または応募フォームにより申し込み、日程調整を行ったうえで実施することとします。
- ・現地調査にあたっては、施設管理者および利用者への迷惑を及ぼさないこと、施設運営に支障のない範囲で行うこととします。

10 提案要件

(1) 提案内容について

提案内容は、次のすべてに該当するものとします。

- ① 総合公園に関するものであること。
- ② 確実に実施できる利用内容であること。
- ③ 総合公園を利用する町民等の利便性、サービスが向上する利用内容であること。
- ④ 暫定利用にあたって、本町の財政負担を求めるものでないこと。

(2) 対象外となる提案

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ① 政治的または宗教的活動
- ② 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等

- ③ 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ④ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）」第２条第５号に規定する指定暴力団等の活動
- ⑤ 公序良俗に反し、または反社会的な活動
- ⑥ その他、本町が公共施設等との関連性が低いと判断する行為、内容

11. 事業実施にあたって

(1) 責任およびリスク分担の考え方

- ・利用希望者が実施する事業については、利用希望者が責任を持って実施してください。
- ・当該事業に伴い発生するリスクについては、原則として利用希望者が追うものとします。

(2) 事業中止となる場合

- ・申請した利用内容に反する等、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、本町から再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止していただくことがあります。

12 モニタリングおよびヒアリングの実施

(1) モニタリング

- ・使用期間中に事務局が実施するモニタリング調査について、利用希望者は協力することとします。

(2) ヒアリング

- ・暫定利用期間が満了した後に、ヒアリングの場を設けることとします。
- ・その際に、利用希望者は使用実績等をまとめた資料を本町に提出するものとします。

13 申込先・連絡先

【トライアル・サウンディング事務局】

酒々井町 企画財政課 施設総合管理室（トライアル・サウンディングの運用について）

住所：〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台４－１－１

電話：043-496-1171 （内線 229）

FAX：043-496-4541

mail：shisetsu@town.shisui.chiba.jp

※ 総合公園の管理運営に関することは、酒々井町 まちづくり課が担当していますが、トライアルサウンディングの事業内容に関する問い合わせ等は、上記、事務局を通じて行うこととします。

巻末 対象区域図

●. 対象区域

調査対象エリアの基本情報は次のとおりです。

名 称	酒々井総合公園
所 在 地	印旛郡酒々井町墨 4 4
区 域 区 分	市街化調整区域
公 園 種 別	都市公園
敷 地 面 積	1 2 . 4 ha
用 途 地 域	指定なし（建蔽率 60%、容積率 200%）
主 な 施 設	テニスコート、野球場、球技場、アスレチック広場、多目的広場、など
防 災 拠 点	指定緊急避難場所
景観計画区域	景観計画区域内（町内全域）
屋外広告物	禁止区域（広告の表示面積に制限あり）
駐 車 場	駐車場：80台 駐輪場：100台

調査対象エリアの範囲は次のとおりです。

